



京都市文化市民局地域自治推進室北部山間かがやき隊
岩陰・水尾地域担当 五明 昇祐
京都市右京区嵯峨嵯原宮ノ上町二一五 岩陰出張所
電話 〇七七一 四四 〇三一四

街中で岩陰のそばを味わおう

京學堂 岩陰デー



一月十一日、京學堂さん（京都学園大学の学生さんによるチャレンジショップ）主催の岩陰デーが行われました。

越畑フレンドパークまつばらさんによるお蕎麦の出張販売、嵯原特産物加工部のみようが、からかわ昆布などの加工品が販売されました。

寒い中、街中から多くのお客様がお出でになり、まつばらさんの十割蕎麦に舌鼓を打ち、岩陰の魅力を感じておられました。

私も一杯いただきました。やはり、まつばらさんのお蕎麦はおいしいですね！

毎年楽しみにして、来てくれるお客さんも多いぜ。十割蕎麦ってなかなか食べねえもんなあ。



京都北部山間に来てどうぞ

移住フェア

一月一九日に秋葉原 UDX にて、京都府移住・交流フェアE: 秋葉原が行われ、二〇日には東京ビッグサイトにて、JOIN 移住・交流&地域おこしフェア 2019 が行われたので、参加してきました。

各自自治体は移住者を増やそうと鎬を削り、ゆるキャラが登場したり、特産品の試食など工夫を凝らした広報活動が展開されました。

京都市のブースでは、私が制作した柚子匂い袋をブース来場者にプレゼントしたところ、「良い匂い！」と好評をいただきました。まずは京都市北部山間地域、岩陰・水尾を知るのが一歩、それから訪れてみて、地域を好きになってほしいですね。



隊員雑感

▽初詣は愛宕神社に行った。鳥居にはイノシシの彫刻があったり、神社の中にはイノシシにまたがった天狗の絵馬が奉納されていたりする。絵馬は伊達政宗の家臣片倉小十郎が奉納したものの複製品ということだ。

▽愛宕神社、護王神社、祇園の禅居庵（摩利支天さん）、の神仏のお使いはいずれもイノシシだ。突進するイノシシの強さに人々は神獣とまで祭り上げた。

▽愛宕神社の麓では、神獣というよりは、農作物を荒らす害獣にされてしまう。その害獣もジビエとしてであれば人氣があったりする。私も地元の方にいただいた猪肉を食した。豚肉にも勝る味だ。

▽猪肉を食らって元気が出たのか、正月から活発に動きまわっている。亥年だけに猪突猛進というのか少し空回りしてしまったこともしばしば。実際のイノシシは突進ばかりでなく、止まり、方向転換もできるそう。私も少し落ち着いてゆっくりしてみよう。

水尾の柚子 大好評

水尾の里々柚子の香りフェア 東京

昨年の一二月一日から一月中旬まで、京都館プロジェクトの一環で、水尾の柚子香りフェアが、京都館のれん分け事業者の各社・各事業所のご協力のもと、首都圏の一五店舗で行われました。

ちようど、移住フェアのため一九日・二〇日と東京に行く予定があったので、移住フェアの始まる前に、Marunouchi Happ さんに寄ることにしました。ギリギリ中旬、間に合うかな？と思っていたのですが、Happ さんの前に着くと、案内ボードに「ゆず茶」の文字が！

店員さん曰く、水尾の柚子は匂いが良いらしく、好評とのことでした。私も柚子茶をいただくことにしました。やはりいつもの実生柚子の香りに、程よい酸味でした。

東京の人もこれを機に水尾を知っていただき、より多くの人に水

ああ〜
たまらねえぜ。



柚子匂い袋の作り方

移住フェアで配布した隊員制作の柚子匂い袋が、大変好評をいただきました。今回、柚子匂い袋の制作方法をご紹介します。

【準備するもの】

柚子の皮、柚子の葉、乾燥ネットまたはザル、茶袋、布、ヒモ

【作り方】

- ① 柚子皮を細かく刻みます。
- ② 刻んだ柚子皮、柚子の葉をそれぞれ乾燥ネットに入れて、またはザルに広げて、パリパリになるまで天日干しします。
- ③ パリパリになった柚子皮と柚子葉を細かく刻みます。刻むと匂いが漂ってきます。
- ④ 柚子皮と柚子葉を混ぜます。
- ⑤ スプーン二〜三杯分の柚子皮・柚子葉を茶袋に入れます。破れにくくするために、二重に入れておくといいでしょ。中身は完成です。
- ⑥ 布を正方形に切って、布の真ん中に中身を置き、ヒモで括って完成です。

匂いは一か月ほど持続するゾ。匂いを楽しむ程度のものだからね。



昨年七月に民法の相続編(相続法)が改正され、一月一三日から、その一部が施行されます。その一部とは、自筆証書遺言の方式緩和・保管制度の創設です。

これまで、自筆証書遺言は全部手書きで書かなければいけませんでした。もちろん、財産目録も含めてだったので、遺言を書く人にとっては大きな負担でした。

今回の改正によって、財産目録についてはワープロ書きによる作成が認められ、不動産の登記事項証明書や預貯金通帳のコピーなどを添付することができるようになりました。また、その場合は、目録の各ページに自筆の署名・押印をすることが必要になります(民法九六八条二項)。

相続法が変わった!

自筆証書遺言について

また、これまで遺言書は、公正証書遺言について公証役場で保管されることになっていましたが、今回、遺言書保管法が制定され、遺言者さんの住所地もしくは本籍地、または遺言者さんの所有する不動産を管轄する法務局に申請すれば、自筆証書遺言を、保管してくれる制度ができました(保管法二条)。

また、法務局の事務官さんが、遺言の方式を満たしているか、本人さんが作成したのか、といった審査もしてくるようになります。また、遺言者さんがお亡くなりになった後の家庭裁判所による検認手続き(民法一〇〇四条一項)は不要になります(保管法一条)。

この制度により、自筆証書遺言の紛失や隠匿、変造が防止されることが期待されます。

なお、自筆証書遺言の保管制度は来年七月一〇日施行となります。それ以前に法務局に遺言書を提出しても保管してもらえませんので、ご注意ください。